

# 盛土規制法の運用（すでに工事中の盛土等）

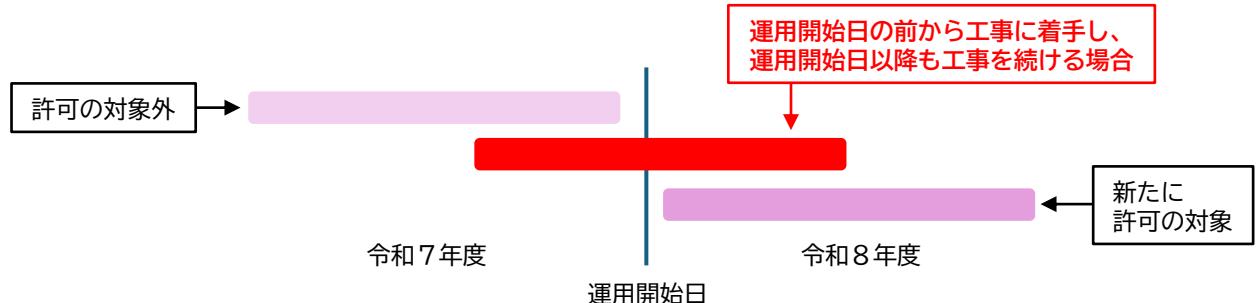
令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が施行されました。  
久留米市では、令和8年4月1日（運用開始日）に規制区域を指定し、許可制度を開始します。

運用開始日の前から工事中の盛土等については、届出が必要です。

## 1. 届出が必要となる盛土等

次の（1）と（2）ともに該当する場合は届出が必要です。

（1）対象となる工事 ※現場の状態で、契約期間や開発許可の有無ではありません。



## （2）対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

1m以下の部分は対象外  
(市独自の運用)

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

出典：国パンフレットより引用

## 2. 手続き

届出の期間は、令和8年4月1日～令和8年4月22日です。

電子申請が可能です。 ※右下のQRコードより電子申請ページへお進みください。

届出の内容を変更する場合、変更届出が必要です。 ※内容によっては、許可が必要となることがあります。

